サステナビリティ情報の一部に対する独立保証業務実施者の限定的保証報告書

2026 年 9 月 11 日

藤倉コンポジット株式会社

代表取締役社長執行役員　森田　健司　殿

太陽有限責任監査法人

東京事務所

保証業務執行社員　公認会計士　　和田　磨紀郎

保証業務執行社員　公認会計士　　堤　　康

限定的保証の結論

当監査法人は、藤倉コンポジット株式会社（以下「会社」という。）からの委嘱に基づき、会社が作成した「当社グループ（国内・海外拠点）の GHG 排出量報告（2025 年度）」（以下「GHG 排出量報告」という。）に記載されている 2025 年４月１日から 2026 年３月 31 日までの期間に関する☑マークの付されているサステナビリティ関連指標（以下「保証の対象となるサステナビリティ情報」という。）について、限定的保証業務を行った。

当監査法人が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、上記の保証の対象となるサステナビリティ情報が、会社が自ら定めたサステナビリティ情報の作成・報告基準（以下「会社の定めた基準」という。会社の定めた基準は、「GHG 排出量報告」に記載されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定的保証の結論の根拠

当監査法人は、国際監査・保証基準審議会が公表した国際サステナビリティ保証業務基準第 5000 号「サステナビリティ保証業務における一般的要求事項」（ISSA5000）に準拠して限定的保証業務を実施した。限定的保証業務で実施される手続は、合理的保証業務と比べて種類及び時期には幅があり、手続の範囲が限定されている。その結果、限定的保証業務で得られる保証水準は、合理的保証業務が実施されていれば得られたであろう保証水準よりも低くなる。この基準における当監査法人の責任は、「保証業務実施者の責任」に記載されている。

当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体のサステナビリティ情報に対する保証業務に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、保証業務実施者としてのその他の倫理上の責任を果たしている。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第１号「事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して保証業務を実施した。当監査法人は、結論表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、GHG 排出量報告に含まれる情報のうち、保証の対象となるサステナビリティ情報及びその保証報告書以外の情報である。会社の経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

保証の対象となるサステナビリティ情報に対する当監査法人の保証の結論にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して結論を表明するものではない。

保証の対象となるサステナビリティ情報に対する保証業務における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と保証の対象となるサステナビリティ情報又は当監査法人が保証業務の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

保証の対象となるサステナビリティ情報に対する経営者並びにガバナンスに責任を有する者の責任

会社の経営者の責任は、会社の定めた基準に準拠して保証の対象となるサステナビリティ情報を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のないサステナビリティ情報を作成し適正に表示するために、経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

ガバナンスに責任を有する者の責任は、会社のサステナビリティ報告プロセスを監視することにある。

保証の対象となるサステナビリティ情報の作成における固有の限界

保証の対象となるサステナビリティ情報である温室効果ガス排出量の定量化には、測定の重要な不確実性が存在する。この不確実性は、排出係数の決定や異なるガスの排出量を統合するために必要な値を算定する際に用いられる科学的知見が不完全であることに起因する。企業間及び期間におけるサステナビリティ情報の比較可能性は、排出量を見積り又は測定する方法における不整合によって影響を受ける可能性がある。これは、異なるが許容される方法が適用されることによるものである。

保証業務実施者の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が計画し実施した保証業務に基づいて、保証の対象となるサステナビリティ情報に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて限定的な保証を得て、保証報告書において独立の立場から保証の対象となるサステナビリティ情報に対する結論を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集約すると、保証の対象となるサステナビリティ情報の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

当監査法人は、国際サステナビリティ保証業務基準第 5000 号「サステナビリティ保証業務における一般的要求事項」（ISSA5000）に従って、限定的保証業務の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 保証の対象となるサステナビリティ情報に対する限定的保証業務の目的は、内部統制の有効性について結論を表明するためのものではないが、保証業務実施者は、開示情報レベルでの不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別及び評価するために、保証業務に関連する内部統制の理解を含め、リスク評価手続を実施する。
- 開示情報レベルでの重要な虚偽表示リスクに対応した手続を立案し、実施する。不正は、共謀、偽造、意図的な省略、虚偽記載又は内部統制の無効化を伴うことがあるため、保証業務実施者にとって不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。

実施した手続の概要

限定的保証業務には、保証の対象となるサステナビリティ情報に関する証拠を入手するための手続を実施することが含まれる。手続の種類、時期及び範囲は、開示情報レベルでの不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクの評価を含む職業的専門家としての判断に基づき選択される。

限定的保証業務の実施に当たり、当監査法人は以下を行った。

- 会社の定めた基準に関する質問及び適切性の評価
- サステナビリティ情報内の定量指標の算定に関わる内部統制の整備状況に関する質問
- 国内２工場における現地往査
- サステナビリティ情報内の定量指標の基礎データに関する分析的手続
- 試査による根拠資料との照合、再計算
- サステナビリティ情報の表示の妥当性に関する評価

以　上

（※）上記は限定的保証報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社及び太陽有限責任監査法人がそれぞれ別途保管しています。

当社グループ(国内・海外拠点)のGHG排出量(2025年度)

（単位:t-CO_2eq）

		GHG排出量
Scope1	☑国内	6,492
	□海外	306
小計		6,798
Scope2	☑国内	1,110
	□海外	14,503
小計		15,613
Scope3（カテゴリー1）	☑国内	36,780
	□海外	10,640
Scope3（カテゴリー1以外）		11,960
小計		59,381
合計		81,792

GHG排出量はGHGプロトコル「Scope1,2,3基準」、環境省ガイドライン等を参照して算出してあります。

注1) 国内: 岩槻工場、原町工場、小高工場、加須工場、㈱キャラバン、藤栄運輸㈱
海外: 安吉藤倉橡膠有限公司、杭州藤倉橡膠有限公司、
FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG, INC.、IER　Fujikura　Inc.

注2）算定対象期間　　国内：2025年4月～2026年3月
海外：2025年1月～2025年12月

注3）☑項目が第三者保証の対象

注4）Scope1・2・3の各小計および合計についてはサステナビリティレポート2026に記載

【☑項目に対する算定方法】

[エネルギー起源CO_2排出量、非エネルギー起源CO_2排出量およびCO_2以外の温室効果ガス排出量]

Scope1

Σ（各燃料の年間使用量×各燃料の単位発熱量×各燃料のCO2排出係数）
各燃料のCO2排出係数は「地球温暖化対策の推進に関する法律」の
「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」に基づく値を採用
都市ガスのCO2排出係数は基礎排出係数を採用

Scope2

購入電力量×電力のCO2排出係数
電力のCO2排出係数は、国内は各年度の電気事業者別の値（（新）基礎排出係数）を採用

Scope3（カテゴリー1）

Σ（各カテゴリー1に相当する活動量×各カテゴリー1に相当する排出係数）
活動量として購買量(重量kgまたはｔおよびmまたは㎡)(海外)および購買金額を採用

特に国内では、㈱NTT　DXパートナーのC-Turtleを使って総排出量配分方式で算定。
活動量は購買金額、排出係数はサプライヤーが提出しているCDPやサステナビリティレポート
のデータ、または環境省の排出原単位データベース（ｖ3.6）を使用。